

平成 27 年度九州大学大学院法学府  
修士課程入学試験問題（秋季）

行政法

1. 次の〔問〕の(1)～(3)に答えなさい。2. に事例問題があるので、時間配分をよく考えて、解答しなさい。解答は、(1)～(3)のどの〔問〕についてのものか分かるように、(1)～(3)を付しなさい。

〔問〕

(1) 「法律による行政の原理」を構成する 3 つの原則について、説明しなさい。

(20 点)

(2) 行政事件訴訟制度における「無名抗告訴訟」について、説明しなさい。説明にあっては、少なくとも、「無名抗告訴訟」とは何か、例えばどのようなものが考えられるか、日本の行政事件訴訟制度において無名抗告訴訟は認められるかについて、触れなさい。

(15 点)

(3) 日本の国家補償制度においては、「国家賠償制度と損失補償制度の谷間」と呼ばれる問題があるといわれている。これは、どのような問題か、具体例を挙げて、説明しなさい。

(15 点)

2. 次の〔事例〕を読んで、そのあとの〔問〕に答えなさい。

〔事例〕

生活保護は、「生活に困窮する者が、その利用し得る資産、能力その他あらゆるものを、その最低限度の生活の維持のために活用することを要件として行われる」（生活保護法 4 条 1 項）。このため、生活保護を受けている者（被保護者）は、自動車などの資産については、特別な事情がなければ、その保有が認められないものとなっている。

被保護者が保有を認められていない資産を保有しているときは、保護の実施機関から是正の指導又は指示が行われることがある（同法 27 条 1 項）。被保護者は、その指導又は指示に従わなければならない（同法 62 条 1 項）。また、被保護者がこの指導又は指示に従わないときは保護の変更・停止・廃止の処分を受けることがある（同条 3 項）。

X は、高齢・疾病のため就労できず、資産も保有していなかったことから、Y 市において、平成 25 年秋ごろから、生活保護（生活扶助）を受けていた。Y 市は寒冷地域にあったが、平成 26 年の夏は猛暑であったことから、X は、扶助費を使ってルームエアコンを購入した。

平成 26 年 8 月下旬、Y 市の職員（生活保護のケースワーカー）A が X 宅を訪問し、その際 A は、X に、寒冷地域の Y 市では被保護者にはルームエアコン保有が認められていないので処分するようと告げた。

同年 9 月 10 日、保護の実施機関である Y 市長の名義で、【別添】の文書が X に届けられた。

【別添】

第〇〇号  
平成26年9月10日

X様

Y市長 ○○○○印

指導・指示書

生活保護法第27条第1項の規定に基づき、次のとおり指導・指示します。

1 指導・指示事項

ルームエアコンの処分について

2 指導・指示の内容

自宅に設置するルームエアコンを電気店に買い取ってもらい、その代金を生活費に充ててください。買取後速やかに、買取金額をY市長に報告してください。

この指導・指示事項は、平成26年10月31日までに完了してください。

以上

[参考]

法第27条第1項 保護の実施機関は、被保護者に対して、生活の維持向上、その他保護の目的達成に必要な指導又は指示をすることができる。

(註) 正当な理由がなくて指導・指示に従わない場合は、生活保護法第62条により保護の変更、停止又は廃止をすることがあります。

[問]

解答には、(4)・(5) のどちらの [問] についてのものが分かるように、(4) 又は (5) を付しなさい。

(4) Xに通知された本件指導・指示は、行政手続法の不利益処分に該当するか、それとも同法の行政指導に該当するかについて、論じなさい。

(20点)

(5) Xは、保護の停止等の処分を受けることなくルームエアコンを保有し続けたいと願っている。Xが本件指導・指示に従わない場合は、保護の変更等の処分を受けるおそれがあるが、当該保護の変更等の処分を受ける前の時点において、Xが訴えを提起するとして、どのような訴訟類型を選択するのが適切か。本件指導・指示が不利益処分である場合と行政指導である場合に分けて、それぞれの場合に適切な訴訟類型について、述べなさい。

(30点)

(注) [問] (5) の解答にあっては、行政不服審査法による不服申立制度及び平成26年法律70号による行政手続法の一部改正の内容を考慮しなくてよい。

(参考条文1) 生活保護法(抄)

(この法律の目的)

第一条 この法律は、日本国憲法第二十五条に規定する理念に基き、國が生活に困窮するすべての國民に対し、その困窮の程度に応じ、必要な保護を行い、その最低限度の生活を保障するとともに、その自立を助長することを目的とする。

(保護の補足性)

第四条 保護は、生活に困窮する者が、その利用し得る資産、能力その他あらゆるもの、その最低限度の生活の維持のために活用することを要件として行われる。

2～3 (略)

(用語の定義)

第六条 この法律において「被保護者」とは、現に保護を受けている者をいう。

2～5 (略)

(種類)

第十一條 保護の種類は、次のとおりとする。

一 生活扶助

二～八 (略)

2 前項各号の扶助は、要保護者の必要に応じ、単給又は併給として行われる。

(生活扶助)

第十二条 生活扶助は、困窮のため最低限度の生活を維持することのできない者に対して、左に掲げる事項の範囲内において行われる。

一 衣食その他日常生活の需要を満たすために必要なもの

二 移送

(実施機関)

第十九条 都道府県知事、市長及び社会福祉法(昭和二十六年法律第四十五号)に規定する福祉に関する事務所(以下「福祉事務所」という。)を管理する町村長は、次に掲げる者に対して、この法律の定めるところにより、保護を決定し、かつ、実施しなければならない。

一 その管理に属する福祉事務所の所管区域内に居住地を有する要保護者

二 (略)

2・3 (略)

4 前三項の規定により保護を行うべき者(以下「保護の実施機関」という。)は、保護の決定及び実施に関する事務の全部又は一部を、その管理に属する行政庁に限り、委任することができる。

(指導及び指示)

第二十七条 保護の実施機関は、被保護者に対して、生活の維持、向上その他保護の目的達成に必要な指導又は指示をすることができる。

2 前項の指導又は指示は、被保護者の自由を尊重し、必要の最少限度に止めなければならない。

3 第一項の規定は、被保護者の意に反して、指導又は指示を強制し得るものと解釈してはならない。

(生活扶助の方法)

第三十条 生活扶助は、被保護者の居宅において行うものとする。ただし、…(略)。

2・3 (略)

第三十一条 生活扶助は、金銭給付によつて行うものとする。但し、…(略)。

2～5 (略)

(指示等に従う義務)

第六十二条 被保護者は、保護の実施機関が、第三十条第一項ただし書の規定により、被保護者を救護施設、更生施設若しくはその他の適当な施設に入所させ、若しくはこれらの施設に入所を委託し、若しくは私人の家庭に養護を委託して保護を行うことを決定したとき、又は第二十七条の規定により、被保護者に対し、必要な指導又は指示をしたときは、これに従わなければならない。

2 保護施設を利用する被保護者は、第四十六条の規定により定められたその保護施設の管理規程に従わなければならぬ。

(次ページに続く)

(前ページからの続き)

- 3 保護の実施機関は、被保護者が前二項の規定による義務に違反したときは、保護の変更、停止又は廃止をすることができる。
- 4 保護の実施機関は、前項の規定により保護の変更、停止又は廃止の処分をする場合には、当該被保護者に對して弁明の機會を与えなければならない。この場合においては、あらかじめ、当該処分をしようとする理由、弁明をすべき日時及び場所を通知しなければならない。
- 5 第三項の規定による処分については、行政手続法第三章（第十二条及び第十四条を除く。）の規定は、適用しない。

(参考条文 2) 生活保護法施行規則（抄）

(申請)

第一条 生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号。以下「法」という。）第二十四条第一項（同条第九項において準用する場合を含む。次項において同じ。）の規定による保護の開始の申請は、保護の開始を申請する者（以下「申請者」という。）の居住地又は現在地の保護の実施機関に対して行うものとする。

2～6 (略)

(保護の変更等の権限)

第十九条 法第六十二条第三項に規定する保護の実施機関の権限は、法第二十七条第一項の規定により保護の実施機関が書面によって行った指導又は指示に、被保護者が従わなかつた場合でなければ行使してはならない。